

東海化学工業会 表彰規程

昭和 40 年 8 月 14 日制定

昭和 48 年 11 月 16 日改正

昭和 56 年 8 月 25 日改正

平成 20 年 9 月 22 日改正

平成 28 年 9 月 2 日改正

令和 6 年 1 月 19 日改正

東海地区の化学および化学工業の進歩発展をはかるため会長名をもって行なう表彰はこの規程の定めるところによる。

1. 表彰は東海化学工業会賞を授与して行ない次の功績をあげた者にこの賞を与える。
 - (1) 本会に対し功績特に顕著なるもの
 - (2) 化学に関する技術上の進歩発展に貢献した正会員または特別会員に所属するもの
 - (3) 化学に関する学術上の進歩発展に貢献した正会員で受賞年の 4 月 1 日現在、満 40 才に達しないもの
2. 被表彰候補者は 1-(1)に関するものについては本会幹事会から 1-(2)および 1-(3)に関するものについては本会会員から、所定の書面様式で毎年 1 月 31 日までに会長に対して推薦されたものとする。ただし、1-(2)に関するものについては本会幹事会からの追加申請を 2 月 20 日まで受け付ける。
3. 1-(3)に関するものについては、被表彰候補者の東海地区での精力的な活動が認められれば、審査対象となる業績は東海地区でなされたもののみに限定するものではない。
4. 会長は幹事会の議を経て 20 名以内の委員を以って組織する表彰審査委員会を設け審査を委嘱する。
5. 表彰審査委員会は毎年 3 月 31 日までに審査理由等を附して受賞者を選定し会長に報告する。
6. 表彰審査委員会は委員の過半数が出席した場合に開催することができる。審議事項の決定は出席委員の 3 分の 2 以上の同意を要する。出席できない委員は書面を以って意見を申し述べることができる。
7. 表彰は通常毎年定時総会でこれを行なう。 1-(2) に関する表彰は毎年合計 2 件以内、1-(3)に関する表彰は毎年合計 4 件以内とする。
8. 東海化学工業会賞は表彰状 (受賞者全員)および記念品 (賞 1 件につき 1 つ)とする。
9. この規程の変更は幹事会の議による。

附 則

- (1) この規程は昭和 40 年 9 月号の東海化学工業会会報によって公表すると同時にこれを施行する。
- (2) この改正規程は昭和 48 年 11 月 16 日から施行し、昭和 48 年 8 月 31 日から適用する。
- (3) この改正規程は昭和 56 年 8 月 25 日から施行する。
- (4) この改正規程は平成 20 年 9 月 22 日から施行する。
- (5) この改正規程は平成 28 年 9 月 2 日から施行する。
- (6) この改正規程は令和 6 年 1 月 19 日から施行する。

以 上